

入札心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札説明書や仕様書など入札に関する諸事項を十分理解し、すべてを了知された上で入札に参加すること。
- 2 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札前に入札説明書に記載した方法により、問い合わせること。
- 3 入札に参加しない者は「入札辞退届」を入札日までに提出すること。
- 4 入札に参加する者は、開札の開始までに入札保証金を納付すること。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
この場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、本法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札前に職員に提出すること。
- 5 入札中は、問い合わせ以外の一切の発言を認めないので静粛に入札を行うこと。
- 6 入札者は、本法人の定める様式による入札書をあらかじめ用意しておくこと。
提出した入札書は、書き換え又は撤回することはできないので、誤算、違算又は見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を必ず入札前に職員に提出することとし、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 8 開札をした結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札執行回数は、当該再度の入札も含めて2回限りとする。
- 9 入札に当たり不正な行為が行われたと認められるにたる事実が判明した場合は、退場を命ずること、又は中止することもあること。
- 10 入札は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- 11 当該契約の確定は、本法人が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 12 落札者は、直ちに本法人の指示に従い、契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。